

# 行財政改革の取組状況について

## 1 行財政改革の取組の概要

- (1) 本県では、昭和60年以降、累次の行革大綱のもとで、積極的に行財政改革に取り組んできた。  
特に、戦後初の赤字決算となった平成10年度に策定した第三次行革大綱（平成11年度～）以降は、継続的に行革大綱を見直しながら取組を進めてきた。
- (2) そのような中、平成20年後半からの急速な景気後退などの状況の変化を踏まえ、未曾有の危機的状況に直面する県財政の健全化、分権・協働型社会を先導する県庁づくり、組織の能力や活力の維持向上などの重要課題に対応していくため、平成22年2月に第五次行革大綱を策定した。
- (3) さらに、税収の大幅な回復が見込めないなど、本県の厳しい財政状況は深刻化し長期化するものと見込まれることから、第五次行革大綱を深掘りして、これまで以上に徹底した行革に取り組んでいくこととし、平成23年12月に「行革大綱に係る重点改革プログラム」を公表した。

### 〔参考〕 第三次行革大綱（平成11年度）以降の主な実績

	11～16年度 (第三次行革大綱・ 改訂第三次行革大綱)	17～21年度 (あいち行革大綱2005)	22～26年度 (第五次行革大綱) 〈 〉は26年度当初	11～26年度 累計
職員定数 (知事部局等・教育事務部門)	1,584人削減	1,331人削減	510人削減〈26人〉	3,425人削減 〔10.4.1現在14,756人→26.4.1現在:10,825人(△3,931人) (※定数条例の改正数。大学法人など外部移管等による減分を含む。〕
公の施設	45施設廃止等	23施設廃止等	25施設廃止等〈1施設〉	93施設廃止等 〔10.4.1現在153施設→26.4.1現在:72施設〕(※新設等12施設)
県関係団体	16団体削減	1団体削減	1団体削減	18団体削減 〔10.4.1現在37団体→26.4.1現在:19団体〕
行革効果額	3,524億円	1,273億円	1,279億円〈101億円〉	6,076億円 ⇒ 約6,100億円

平成11～26年度までの累計  
約6,100億円

### 第五次行革大綱の取組による行革効果額

	H22	H23	H24	H25	H26	計	
1 自主財源の確保(未利用財産の適正な処分など)	26	35	18	20	(単位:億円)	99	
2 施策の見直し、事務事業の工夫・改善	548	123	116	74	50	911	
内訳	廃止・縮減による歳出削減	(202)	(90)	(102)	(59)	(39)	(492)
	事務事業の廃止・縮減等に伴う人員の見直しなど	(43)	(33)	(14)	(15)	(11)	(116)
	投資的経費の縮減	(303)	—	—	—	—	(303)
3 給与等の適正管理(給与制度の適正化など)	96	32	12	78	37	255	
計	670	190	146	172	101	1,279	

## 2 第五次行革大綱に基づく主な取組状況（平成26年7月31日現在）

### （1）健全で持続可能な行財政基盤の確立

取組事項	主な実施内容
<p>①未曾有の財政危機下での財政運営と財政健全化の推進 ア. 健全な財政運営の推進</p>	<p>○未利用財産の適正処分、県有施設内の自動販売機設置に係る公募制の導入、ネーミングライツの導入など、県有財産を有効活用した収入確保策を推進</p> <p><b>自主財源の確保による効果額</b> 113億円 [22年度：26億円 23年度：35億円 24年度：18億円 25年度：20億円 26年度：14億円] 数値目標：22年度から26年度までの間に計60億円以上確保</p> <p>○県内6ブロックで地方税滞納整理機構を設立し、個人県民税の高額・困難な滞納案件に係る徴収を推進（23年度～） 〔 23年度：引継額 約52億円、徴収額 約28億円、徴収率 53.3% 24年度：引継額 約51億円、徴収額 約28億円、徴収率 55.4% 〕 〔 25年度：引継額 約52億円、徴収額 約27億円、徴収率 52.4% 〕</p> <p>○自動車税を始め、県が自ら徴収する税目についても、引き続き収入未済額の縮減を積極的に推進</p> <p><b>県が自ら徴収する税目に係る収入未済額</b> 59億円・49%縮減（25年度決算62億円⇔20年度決算121億円との比較） 数値目標：26年度までに、平成20年度と比較して15%以上縮減</p>
<p>イ. 持続可能な財政基盤の確立</p>	<p>○特例的な県債※を除いた通常の県債の新規発行額の抑制や、公債費の平準化と負担抑制、基金残高の回復など、財政健全化に向けた取組を推進</p> <p><b>通常の県債の残高</b> 3,831億円減少（26年度当初予算ベース26,401億円⇔21年度決算時点30,232億円との比較） 数値目標：26年度当初予算時点における残高を21年度決算時点よりも減少</p> <p>※特例的な県債： 地方交付税の振替措置である臨時財政対策債や、実態の税収が普通交付税で算定された基準財政収入額を下回る場合に発行することが認められる減収補填債など、地方財政制度で特例的に発行が認められている県債</p>
<p>②事務事業の見直しと県が真に果たすべき役割への集中</p>	<p>○各部局等の予算・人事・行革担当による作業チームを中心に、すべての事務事業について必要性、役割分担、実施手法の見地から点検を行うとともに、行政評価を活用した県民等意見の反映に努めるなど、事務事業の徹底した見直しを推進</p> <p><b>事務事業の廃止、縮減等による歳出削減</b> 492億円 [22年度：202億円 23年度：90億円 24年度：102億円 25年度：59億円 26年度：39億円] 数値目標：毎年度おおむね60億円を確保</p>
<p>③効果的・効率的な行政運営の推進 ア. 民間委託等の推進</p>	<p>○民間委託化を推進 [民間委託の推進による職員定数の削減（知事部局等） 22年度：33人 23年度：11人 24年度：11人 25年度：4人 26年度：5人] ・名古屋南部県税事務所の軽油分析業務を全部委託（24年度） ・県庁警備業務の民間委託範囲を拡大（24年度） ・心身障害者コロニーの病院給食業務を全部委託（24年度） ・県有林事務所の鉱山採掘業務を全部委託（24年度） ・がんセンター中央病院における庁舎管理業務の民間委託範囲を拡大（24年度） ・豊橋南部浄水場の運転管理業務を一部委託（25年度） ・豊橋南部浄水場の運転管理業務を全部委託（26年度） 等</p> <p>○三河地域6浄水場の排水処理業務をPFI事業化（23年度～）</p>

取組事項	主な実施内容
イ. 公の施設の見直し	<p>○公の施設の廃止等（25 施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器呼吸器病センターの機能を地域の市民病院に移行し、同センターを廃止（22 年度）</li> <li>・西ふれあい広場を廃止（22 年度）、瑞穂ふれあい広場及び中川ふれあい広場を廃止（23 年度）、昭和ふれあい広場を廃止（25 年度）</li> <li>・社会福祉施設(12 施設)を社会福祉法人へ移譲（23 年度）</li> <li>・歯科衛生専門学校を廃止（23 年度）</li> <li>・勤労福祉会館等を廃止（22 年度：勤労会館及び岡崎、23 年度：半田及び津島、24 年度：豊橋及びサンライフ名古屋、26 年度：一宮）</li> </ul> <p>○22 年度の指定管理者の選定において、公募により選定する施設を拡大〔13 施設→30 施設〕</p>
ウ. 県関係団体の見直し・第三セクターの経営改革の推進	<p>○県関係団体（20 団体）の経営改善計画の策定を支援するとともに、策定した計画を取りまとめ、公表（22～23 年度）</p> <p>○社団法人愛知県雇用開発協会を廃止（23 年度末）</p>
エ. 効果的・効率的な資産管理	<p>○庁舎等の中長期的な利活用の方向性や集約・移転などの対応策などを示す「県有施設利活用・保守管理プログラム」を順次策定・公表（23 年度：第一次分 16 施設 24 年度：第二次分 16 施設 25 年度：第三次分 2 施設）</p>
オ. 組織・機構の見直し	<p>○本庁組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業庁企業立地部の企画調整課・企業誘致課・工務課を企業誘致課と工務調整課に再編（23 年度）</li> <li>・産業労働部の地域産業課及び新産業課を再編し、産業振興課及び産業科学技術課を設置（24 年度）</li> <li>・出納事務局を会計局に、出納課を会計課に組織改正（25 年度）</li> <li>・庁内の資金事務の一元化を図るため財務資金室を設置（25 年度）</li> <li>・部に置く担当局の名称を変更（26 年度）</li> <li>・男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置（26 年度）</li> <li>・労働委員会事務局の総務調整課と審査課を統合し、審査調整課を設置（26 年度） 等</li> </ul> <p>○地方機関の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業庁の衣浦港工事事務所を廃止（23 年度）</li> <li>・東三河総局を設置（24 年度）</li> <li>・師勝保健所を清須保健所へ名称変更（26 年度） 等</li> </ul>
カ. 試験研究機関の見直し	<p>○「産業技術研究所」と「知の拠点」の産学行政共同研究開発施設を統合し、「あいち産業科学技術総合センター」を設置（23 年度）</p>

(2) 分権・協働型社会を先導する県庁づくり

取組事項	主な実施内容
①地方分権に対応した国・市町村との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域主権改革への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による「義務付け・枠付けの見直し」に伴い、「道路構造の技術的基準を定める条例」始め32条例を整備(23~25年度)等</li> </ul> </li> <li>○市町村への権限移譲の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点移譲事務を設定し、事務処理マニュアルを予め提供するとともに、県の担当課から市町村の担当課へ直接詳細な説明を行うなど、市町村が権限移譲を受けやすい環境整備を推進(22年度~)</li> <li>・市町村の規模ごとに移譲モデルを設定(23年度)、市町村が移譲モデルに沿って策定した移譲計画を公表(24年度)、移譲計画に基づき事務移譲を実施(25年度~)等</li> </ul> </li> <li>○県と市町村の役割分担のあり方を踏まえた事務事業の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習推進センターについて、生涯学習施策をより広域的・専門的に推進する体制に移行(24年度~)等</li> </ul> </li> </ul>
②県民・企業等との協働、連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新しい公共支援事業基金」を活用し、NPO等の活動支援を実施(23~25年度)</li> </ul>

(3) 効率的かつ適正で創造力にあふれる行政組織の実現

取組事項	主な実施内容
①定員・給与等の適正管理 ア. 定員の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事部局等及び教育の事務部門における職員定数を510人削減                [22年度:293人削減、23年度:75人削減、24年度:70人削減、25年度:46人削減、26年度:26人削減]                [数値目標:22年度から26年度までの5年間で500人を削減]</li> <li>○教職員の定数を44人増員 [22年度:153人削減、23年度:22人削減、24年度:180人増員、25年度:35人増員、26年度:4人増員]</li> <li>○警察官の定数を140人増員 [22年度:55人増員、23年度:52人増員、24年度:23人増員、25年度:10人増員、26年度:増減なし]                警察官以外の警察職員を7人削減 [22年度:2人削減、23年度:3人削減、24年度:1人削減、25年度:1人削減、26年度:増減なし]</li> </ul>
イ. 給与等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人事委員会勧告を踏まえた給与制度の適正化を推進するため、自宅所有者に対する住居手当の廃止(22年度)、55歳超の管理職員の給料等の減額(23年度)などの見直しを実施</li> <li>○特殊勤務手当の見直し(23、25、26年度)、行政委員報酬の見直し(23年度)、技能労務職員の適用給料表等の見直し(24年度)、退職手当の見直し(24、25年度)等</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>給与等の適正管理による効果額</b> 255億円 [22年度:96億円、23年度:32億円、24年度:12億円、25年度:78億円、26年度:37億円]</p>
②職員の能力を最大限発揮する人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「あいち人材育成ビジョン(改訂版)」を策定(24年3月)</li> <li>○人事評価制度を課長補佐級以下の一般職員へ導入し(23年度)、人事評価結果を次年度給与へ反映</li> </ul>
③仕事の工夫・改善や政策形成機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員一人ひとりが各職場において自主的に工夫・改善を行う組織風土の醸成を目指し、「仕事の質」向上運動(グッドジョブ運動)を推進(22年度~)</li> </ul>

3 行革大綱に係る重点改革プログラムの主な取組状況（平成26年7月31日現在）※二重下線は平成25年7月31日現在（公表済）からの主な進行部分

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
1	芸術文化センターへの指定管理者制度の導入などによる活性化	県民生活部	<p>（<u>栄施設</u>）○愛知芸術文化センターのより柔軟で効果的な運営を行うとともに、一層の活性化を目指し、<u>平成26年4月に芸術劇場及び文化情報センターを対象とする指定管理者制度を導入。あわせて芸術劇場館長を新たに配置</u></p> <p>○サービス向上・利用促進の取組を検討し、平成24年度から順次実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場利用受付期限の改正、インターネットによる申請様式の提供</li> <li>・芸術劇場の利用時間の拡大(H26～)、キャンセル料の設定(H26～)のため、関係条例を改正 等</li> </ul> <p>（<u>図書館</u>）○平成25年4月に施設管理業務を対象とした指定管理者制度を導入</p>
2	陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化	県民生活部	<p>○平成25年6月1日の開館35周年に合わせ、県民により親しまれる魅力ある施設とするため、「愛知県陶磁美術館」に名称変更し、あわせて施設の愛称（セラミアム）及びマスコットキャラクター（とうじっち）を活用した広報活動の展開</p> <p>○新たな館の魅力を引き出す民間のアイデアや活力を導入した方策等を検討し、平成24年度から順次実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のCSR活動の誘致</li> <li>・リニモ周辺施設との連携事業（リニモ沿線ミュージアムウィーク）の実施</li> <li>・ホームページのリニューアル</li> <li>・施設の愛称及びマスコットキャラクターを活用した広報活動の実施 等</li> </ul> <p>○<u>施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入について検討したところ、業務委託の大部分を長期継続契約とするなどして既に経費を大きく削減しており、制度導入による経費削減効果は見込めないため、導入は見送ることとし、引き続き管理運営の更なる合理化・効率化を推進</u></p>
3	ネーミングライツの積極的な導入	総務部 関係部局	<p>○平成24年10月から7か所、<u>平成25年10月から3か所の歩道橋でネーミングライツを導入</u></p> <p>○平成25年4月から森林公園ゴルフ場でネーミングライツを導入</p> <p>○<u>平成26年4月から海陽ヨットハーバー、武道館でネーミングライツを導入</u></p> <p>○公募施設の拡大に向けて、平成24年度及び25年度に導入可能性調査を実施</p>
4	未利用財産の活用方法への民間からの提案募集	総務部	<p>○平成24年2月から県ホームページに未利用地リストを掲載し、民間からのアイデア募集を開始しており、アイデア提案を活かした具体的な活用を検討中</p>

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
5	県有地や県施設の空きスペースの利活用の拡大	総務部 健康福祉部 建設部	<p>○平成24年2月に定期借地権設定による貸付の一般競争入札を実施し、平成24年度から貸付を開始</p> <p>○平成23年度から有料駐車場としての貸付の一般競争入札等を順次実施し、貸付を開始</p> <p>○平成24年3月に策定した「県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱」に基づき、貸付を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高蔵寺ニュータウン内県有地を高齢者福祉施設用地として平成24年8月に貸付公募を実施、12月に事業者を決定、<u>平成25年8月に貸付契約を締結</u></li> <li>・<u>豊川市小坂井町内県有地を障害者福祉施設用地として平成25年12月に貸付公募を実施、平成26年2月に事業者を決定</u></li> </ul> <p>○県営住宅の建替えに伴う未利用地の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年1月に枇杷島住宅跡地を高齢者福祉施設用地として社会福祉法人に売却</li> <li>・<u>平成25年9月に西御堂住宅用地の一部を高齢者福祉施設用地として社会福祉法人と貸付契約を締結</u></li> <li>・<u>平成25年10月に岩崎住宅用地の一部を高齢者及び障害者福祉施設を整備するため、事業者の貸付公募を実施、平成26年2月に事業者を決定。その内、高齢者福祉施設用地については、平成26年6月に社会福祉法人と貸付契約を締結</u></li> </ul>
6	ふれあい広場の廃止	地域振興部	<p>○平成27年度末までに廃止できるよう地元市等と調整中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>平成25年12月に昭和ふれあい広場を廃止</u></li> </ul>
7	愛知こどもの国の見直し	健康福祉部	<p>○平成25年3月に地元市等と調整・検討の上、改革案を公表</p> <p><b>【改革案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、県立児童遊園として存続し、地元団体を管理運営主体とすることにより、施設の活性化を図る</li> <li>・施設の維持に要する将来負担の軽減のため、一部機能を見直す(遊具等の廃止・地元団体への移譲等)</li> <li>・26年度からの指定管理料を約1億円削減(24年度予算3.1億円)することを目指す</li> </ul> <p>○<u>平成25年12月議会で、一部機能の見直しのため、水泳施設等の廃止に係る条例改正案、及び地元団体を指定管理者とする指定議案を議決。指定管理者を指定</u></p> <p>○<u>平成26年4月に地元団体による指定管理開始。一部遊具等を廃止・地元団体へ移譲</u></p>
8	勤労福祉会館等の早期廃止	産業労働部	<p>○平成26年4月に一宮勤労福祉会館を一宮市へ<u>移管</u></p> <p>○平成28年度までに尾西勤労青少年福祉センターを廃止できるよう一宮市と協議中</p>
9	野外教育センターの見直し	教育委員会	<p>○利用率向上策を検討し、順次実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験活動指導者向けの体験プランの実施、冬季合宿プランの実施 等(平成23年度～)</li> <li>・合宿応援プランの実施、地域の特性を活かした体験学習プログラムの拡充 等(平成24年度～)</li> </ul> <p>○施設のあり方について、平成26年の秋ごろまでに結論が得られるよう、老朽化や県有施設としての必要性を勘案しながら検討中</p>

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
10	岡崎総合運動場の見直し	教育委員会	○岡崎市への施設の移管に向けて、現在の指定管理期間が平成28年3月に終了することも考慮しながら、移管条件について同市と協議中
11	愛知県体育館の利用拡大	教育委員会	○サービス向上・利用促進の取組を順次実施 ・平日利用の促進（各種教室の開催など） ・個人利用の促進（プール・トレーニング室の利用時間の見直しなど） 等
12	愛知県スポーツ会館の見直し	教育委員会	○施設のあり方について、平成26年度の秋ごろまでに結論が得られるよう、施設の利用状況や生涯スポーツの重要性を勘案しながら検討中
13	効果的・効率的な庁舎等の利用・管理	総務部	○「県有施設利活用・保守管理プログラム」を順次策定 ・平成24年2月に第一次分（16施設）、平成25年2月に第二次分（16施設）、 <u>平成26年3月に第三次分（2施設）</u> を策定
	循環器呼吸器病センター跡地の利活用	病院事業庁 健康福祉部	○循環器呼吸器センター跡地の一部を利用して運営していた「がんセンター尾張診療所」を平成26年4月に廃止したことから、早期に利活用方法を確定するため、跡地の売却等ができるよう、必要な準備を実施
14	産業技術研究所の組織・運営の見直しと資産の利活用	産業労働部	○平成24年1月に「産業技術研究所」と「知の拠点」の産学行政共同研究開発施設を統合して「あいち産業科学技術総合センター」を設置し、同年2月から業務開始 ○三河繊維技術センター豊橋分場の機能を平成24年4月から同センター本場に集約
15	農業総合試験場の組織・運営の見直しと資産の利活用	農林水産部	○平成23年度に「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」を策定・公表 ○ <u>野菜に関する研究拠点のうち、園芸研究部特産野菜研究室（弥富市）を27年3月までに廃止し、農業総合試験場本場（長久手市）に集約することを決定</u>
16	レクリエーション・スポーツ施設及び文教施設の利用拡大	総務部 関係部局	○施設の設置目的に応じて、より一層の利用拡大に向けた取組を毎年度実施 <b>【取組例】</b> ・女性総合センター ⇒ 貸施設の休館日廃止、利用予約の早期受付開始など（平成23年度～） ・あいち健康プラザ ⇒ 健康宿泊館の休館日廃止、健康科学館の年間パス導入、トレーニングルームの定期券導入など（平成23年度～）
17	県が出資している株式会社への適切な配当要求	総務部 関係部局	○各法人の決算や内部留保の状況等を毎年度確認しながら適切な配当を要求

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
18	税外債権の徴収強化	総務部 関係部局	○平成 24 年度から定期的に自己検査を実施 ○平成 24 年度から 5 事業の貸付金の回収業務を民間に委託 ・委託事業 ⇒ 高度化事業貸付金（平成 24 年度限り）、高等学校等奨学金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金
19	国等関係団体会費・負担金の見直し	総務部 関係部局	○法的根拠がなく、有用性や費用対効果が薄れているもの等について、見直しを検討 ・平成 24 年度当初予算において、15 件を廃止、67 件を縮減 ・平成 25 年度当初予算において、12 件を廃止、47 件を縮減 ・平成 26 年度当初予算において、7 件を廃止、33 件を縮減
20	教職員住宅の見直し	教育委員会	○平成 27 年度末までに設楽地区以外の住宅を廃止
21	公舎の見直し	総務部 健康福祉部 農林水産部	○三の丸公舎（96 戸）を平成 27 年度までに 57 戸に集約予定 ○心身障害者コロニーの職員宿舎（26 戸）については平成 25 年度末に 8 戸を廃止、残り 18 戸は平成 27 年度までに順次廃止、 <u>独身寮（140 戸）については、必要な規模、あり方を再検証中</u> ○段戸山牧場公舎（20 戸）を平成 23 年度末に 12 戸に集約 ○農業総合試験場公舎（31 戸）、農業大学校公舎（10 戸）を平成 25 年度末に廃止
22	待機宿舎の見直し	警察本部	○統廃合を含めた合理的かつ効率的な配置を検討するとともに、不要となった宿舎を順次取壊し
23	印刷業務の早期廃止	会計局	○平成 24 年度末をもって事業廃止
24	消費生活相談体制の見直し	県民生活部	○ <u>消費生活相談体制の見直しについて検討し、県と市町村の役割分担を踏まえた組織体制の再編計画を策定、平成 25 年 11 月に市町村へ提示</u> <b>【再編計画概要】</b> ・現在 8 か所の県民生活プラザ内に設置した消費生活相談窓口を、消費生活相談の専門窓口として 1 か所の「消費生活総合センター（仮称）」に拠点集約し、機能強化 ・広域性・専門性の高い相談にも対応できる相談体制や市町村への支援体制を充実・強化し、「地域における中核的相談機関（センター・オブ・センターズ）」にふさわしい体制へ整備 ・「消費生活総合センター（仮称）」は平成 27 年度に設置。その他の相談窓口については「消費生活相談室（仮称）」として平成 27 年度以降も存置するが、市町村窓口の整備状況を踏まえながら順次縮小・廃止し、平成 31 年 4 月までには「消費生活総合センター（仮称）」へ完全移行（豊田加茂県民生活プラザの相談機能については既に管内市の相談体制が整っているため、平成 27 年 3 月末までに廃止）



連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
25	環境調査センターの組織・運営の見直し	環境部	○平成24年3月に組織・運営のあり方の方向性を示した中期計画を策定 ○PFI手法を用いたセンター施設の建替え準備を進めており、合わせて組織・運営の見直しを検討
26	海外産業情報センター業務の見直し	産業労働部	○センターの機能、運営方法等を検討し、平成25年3月策定の「あいち国際戦略プラン」において見直しの方針を公表 【見直しの方針】 ・上海センターは継続 ・タイ・バンコクに、東南アジアを所管エリアとするセンターを、平成26年度に設置 ・中国、タイに次ぐ拠点については、今後、企業ニーズ等を踏まえ、形態、機能のあり方を含め、中期的に検討 ・サンフランシスコ、パリのセンターは順次廃止する一方で、ジェットロ等との連携を強化し、対日投資の発掘・誘致等の取組みを充実 ○平成26年2月にサンフランシスコセンターを廃止、平成26年4月にバンコクセンターを開設 ○平成27年3月にパリセンターを廃止予定
27	高等技術専門校の見直し	産業労働部	○平成25年3月に事業実施体制の見直しの方向性について愛知県職業能力開発審議会から答申 【答申の内容】 ・運営の合理化を図るため、一宮高等技術専門校を名古屋高等技術専門校の分校、高浜高等技術専門校を岡崎高等技術専門校の分校としていく ・窯業高等技術専門校を候補として指定管理者制度の導入を検討していく ○モノづくり総合科を平成23年度に岡崎校、平成24年度に名古屋校で設置
28	犬山国際ユースホステルの見直し	産業労働部	○地元移管の可能性について、犬山市と調整中
29	労働協会の見直し	産業労働部	○平成24年3月に「愛知県労働協会のあり方に関する検討会議」から提言 ○提言を踏まえ、平成25年3月に労働協会が「愛知県労働協会中長期計画」を策定
30	雇用開発協会の見直し	産業労働部	○平成23年度末をもって廃止

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
31	農林公社の見直し	農林水産部	<p>○平成 25 年 2 月に民事再生による法的整理の手続を開始し、<u>同年 8 月に債務整理を実施し、平成 26 年 3 月に農地保有合理化事業を廃止</u></p> <p>【民事再生の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地保有合理化事業は廃止（平成 25 年度末）</li> <li>・分収造林事業は基本的に県が承継（平成 27 年度末）</li> <li>・再生期間は分収林契約の契約者との調整期間を考慮し 3 年</li> </ul>
32	地方 3 公社の見直し	建設部	<p>○土地開発公社については、平成 25 年 1 月に今後の方向付けを示した「愛知県土地開発公社のあり方に関する方針&lt;今後の方向性&gt;」を策定・公表</p> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の事業規模、国のプロジェクト事業等への対応、保有土地処分（再取得）を見極めつつ、固有職員の処遇にも配慮のうえ、他団体との統合も視野に入れ、公社のスリム化を図る</li> </ul> <p>○道路公社については、経営改善の取組を実施中</p> <p>PFI 法に基づくコンセッションを導入して、民間事業者による有料道路事業の運営を実現するため、本県は平成 24 年 2 月に構造改革特区を提案。<u>政府は平成 26 年 5 月に道路整備特別措置法の特例を設けることにより、その実現に道を開く方針を決定。今後の進展状況に応じて、道路公社の組織・運営のあり方について検討</u></p> <p>○住宅供給公社については、中期経営計画により経営改善の取組を実施中（分譲住宅事業（未売却地の処分）について、サンヒル上之山の裁判において、平成 24 年 12 月に和解が成立。平成 25 年 5 月に造成工事を再開し、平成 25 年度末までに計画宅地数 201 宅地のうち 170 宅地の引渡を完了した。）</p>
33	名古屋港の運営の民営化の検討	建設部	<p>○民間によるコンテナターミナルの運営を可能とする港湾運営会社制度の活用検討状況について名古屋港管理組合から情報収集</p>

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
34	生涯学習推進センターの見直し	教育委員会	<p>○県と市町村の役割分担を明確化し、平成 24 年度から生涯学習施策をより広域的・専門的に推進する体制に移行</p> <p>【取組内容】</p> <p>(廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録学習サークルへの研修室等の貸出廃止</li> <li>・登録学習サークルを対象とした発表・交流イベント「あいちまなびいデイ」の廃止</li> </ul> <p>(広域的・専門的施策への見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習情報システム「学びネットあいち」の充実</li> <li>・市町村単位で開催が困難な指導者研修の充実</li> <li>・県が養成した社会教育指導者や生涯学習ボランティアの活動支援策の充実</li> <li>・市町村と高等教育機関等の連携促進 等</li> </ul>
35	水道事業の一層の経営効率化	企業庁	<p>○<u>浄水場排水処理施設に関する PFI 導入について、愛知用水地域、三河地域に次いで 3 例目となる尾張地域(尾張西部浄水場及び犬山浄水場)に係る事業者を公募により選定手続中</u></p> <p>○未利用地の有効活用を推進(平成 23 年度に 1 件売却)</p>
36	県立病院のあり方の検討	病院事業庁 健康福祉部	<p>○がんセンター愛知病院及び城山病院の機能・役割の検討結果も踏まえ、平成 25 年 4 月に第 2 次県立病院経営中期計画を策定</p> <p>○がんセンター愛知病院については、岡崎市民病院との機能分担等について関係機関と協議・検討を行い、第 2 次県立病院経営中期計画にその目指す方向や取組などを明記</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三河地域におけるがんの中核的医療機関として、高度で良質な医療を提供するとともに、緩和ケア機能の一層の強化を図る。</li> <li>・岡崎市民病院との緊密な連携を図ることにより、市民病院の救急病床確保を支援する取組など、地域で必要とされる医療に取り組む</li> <li>・岡崎市民病院を始めとする地域の医療機関との連携を強化し、紹介患者の増加を図る 等</li> </ul> <p>○城山病院については、官民の役割分担の観点から改築計画を見直し、平成 24 年度に実施設計を行い、平成 25 年度から改築工事に着手</p>

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
37	福祉医療制度の見直し	健康福祉部	<p>○平成 23 年度に福祉医療費の将来推計、シミュレーションを実施</p> <p>○平成 25 年 1 月に福祉医療制度の見直し素案を作成し、市町村、医師会等関係機関へ説明</p> <p>○平成 25 年 6 月に「福祉医療制度についての現段階での基本的考え」を公表</p> <p><b>【基本的考え】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、一部負担金の導入はしないことを決定。制度が持続可能なものとなるよう、引き続き様々な観点から議論を継続</li> <li>・所得制限の導入については、社会保障・税番号制度の導入の動向も踏まえながら、この点に関する研究は引き続き深めていく。</li> </ul> <p>○平成 26 年 2 月に第 1 回福祉医療制度に関する勉強会を開催</p>
38	私学助成の見直し	県民生活部	<p>○高校経常費補助金について、公立決算値を基に私学の標準的運営費を算出して補助する方式へ、私学関係者との調整を図りながら、移行を検討（平成 25 年 9 月に私学団体から公立標準運営費方式導入検討を一時凍結（3 年間）する申入れを受け中断）</p>
39	時限設定の徹底による見直し	総務部 関係部局	<p>○県単独事業の時限設定（原則 5 年以内）を徹底し、終期到来時には廃止を前提に見直し検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度当初予算において、14 事業を廃止</li> <li>・平成 25 年度当初予算において、8 事業を廃止</li> <li>・<u>平成 26 年度当初予算において、18 事業を廃止</u></li> </ul>
40	県単独市町村補助金の統合	総務部 関係部局	<p>○段階的に市町村の利便性を高める見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度当初予算において、緊急市町村地震防災対策事業費補助金の一部補助メニューを統合</li> <li>・<u>平成 26 年度当初予算において、緊急市町村地震防災対策事業費補助金と市町村消防施設整備費補助金を統合し、南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を創設</u></li> </ul>
41	県から市町村への権限移譲の推進	総務部 関係部局	<p>○移譲事務のメニューを総点検し、平成 24 年 3 月に市町村の規模ごとに移譲モデルを設定</p> <p>○市町村が移譲モデルに沿って策定した移譲計画を平成 24 年 10 月に公表</p> <p>○移譲計画に基づき事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付（平成 24 年度～26 年度）</p> <p>○移譲計画に基づき平成 25 年度分の事務移譲を実施（平成 25 年度分の移譲事務（移譲モデルのメニュー単位）の延べ数は 43（移譲事務ごとの受入市町村数の合計））</p> <p>○<u>移譲計画に基づき平成 26 年度分の事務移譲を実施（平成 26 年度分の移譲事務（移譲モデルのメニュー単位）の延べ数は 38（移譲事務ごとの受入市町村数の合計））</u></p>

連番	重点改革項目	所管部局	主な取組状況
42	県・市町村の連携協力による滞納整理	総務部	<p>○平成 23 年度に地方税滞納整理機構（県内 6 ブロック）を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度は約 52 億円の滞納金額の引継ぎを受け、徴収額は約 28 億円、徴収率は 53.3%となり、目標の 30%以上を達成</li> <li>・平成 24 年度は約 51 億円の滞納金額の引継ぎを受け、徴収額は約 28 億円、徴収率は 55.4%となり、平成 24 年度の目標である前年度以上の徴収率を達成</li> <li>・<u>平成 25 年度は約 52 億円の滞納金額の引継ぎを受け、徴収額は約 27 億円、徴収率は 52.4%の実績を確保</u></li> </ul> <p>○地方税滞納整理機構に未参加の市町村に参加拡大を働きかけ（23 年度の 43 団体から 4 市町村が増加し、<u>47 市町村</u>（平成 24 年 4 月から 2 市、平成 24 年 7 月から 2 町村、平成 25 年 4 月から 2 市が新たに参加。なお、平成 25 年 3 月に 1 市、<u>平成 26 年 3 月に 1 市が脱退</u>））</p> <p>○<u>地方税滞納整理機構（県内 6 ブロック）について、平成 26 年度以降、原則 3 年間の存続を決定</u></p>
43	定員の適正管理	総務部 関係部局	<p>○「事務事業・予算・人員」をセットで見直すことを基本に、業務量の減少をより厳密に精査することや、過去 10 年程度の業務量の推移を点検し、業務量の減少を適正に人員見直しに反映</p>
44	時間外勤務の縮減	総務部 関係部局	<p>○時間外勤務の縮減対策を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務縮減キャンペーンの実施 等</li> </ul>
45	特殊勤務手当の見直し	総務部	<p>○日額手当については、支給基準・支給額等を見直し、平成 25 年 4 月から実施</p> <p>○月額手当については、支給方法・支給額等を見直し、平成 26 年 4 月から実施</p>
46	技能労務職員の給与の見直し	総務部	<p>○技能労務職員に係る職員定数の適正化等を進めるとともに、平成 24 年度から適用給料表等について見直しを実施</p> <p>○平成 24 年度における技能労務職員の総人件費について、平成 19 年度比で 2 割を上回る削減（△22.1%）を実施</p>